

佐世保市地域福祉計画推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐世保市附属機関設置条例（平成30年条例第40号）

第2条第1項の規定により設置される佐世保市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 佐世保市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 佐世保市地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 佐世保市地域福祉活動計画の進捗状況に関すること。
- (4) 社会福祉法人が作成する地域公益事業を行う社会福祉充実計画に対する意見に関すること。
- (5) その他本市の地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 福祉、介護及び医療関係団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。